

東京証券取引所とのデリバティブ市場の統合等に伴う定款等の一部改正等について

I 改正概要	(備 考)
1 デリバティブ市場の統合等	
(1) 統合に伴う取引対象の追加及び廃止	
a 取引対象の追加	
- 本規則改正の実施日（以下「統合日」という。）の前日において東証市場における市場デリバティブ取引の対象は、統合日において当社の市場における市場デリバティブ取引の対象に追加する。ただし、S&P/TOPIX150、東証電気機器株価指数及び東証輸送用機器株価指数、中期国債標準物に係る国債証券先物オプション及びS&P/TOPIX150に係る指数オプションを除く。 - 国債証券の標準物の追加にあたって、金融商品取引法第118条の規定に基づき、利率、償還期限その他の条件を標準化した標準物を設定することができる旨の規定を新設する。	- 業務規程第2章第1節、第5条及び第2章第2節の2等 - 定款第43条
b 取引対象の廃止	
当社の市場における市場デリバティブ取引の対象である日経株価指数300（以下「日経300」という。）、ハイテク指数、コンシューマー指数及びフィナンシャル指数（以下「業種別指数」という。）及びMSCI JAPAN Index並びに日経300オプション及び業種別指数オプションは、統合日に廃止する。	業務規程第5条及び第14条等
(2) 立会の区分及び立会時間	
a 国債証券先物・オプション取引	
立会の区分及び立会時間（以下単に「立会時間」という。）は、原則、東証の立会時間を踏襲しつつ、夜間の取引終了時刻を翌日の午前3時とする。	業務規程第18条第1項第1号
b 指数先物・オプション取引	
当社の立会時間を踏襲する。	業務規程第18条第1項第2号
c 有価証券オプション取引（「個別証券オプション取引」は「有価証券オプション取引」に改称）	
原則、東証の立会時間を踏襲する。	業務規程第18条第1項第3号
(3) 呼値の単位	

・ 統合に伴い追加する取引対象に係る取引（既存のオプション対象証券に係る有価証券オプション取引を含む。）の呼値の単位は、原則、東証における呼値の単位を踏襲する。ただし、超長期国債標準物に係る国債証券先物取引については、額面 100 円につき 5 銭とする。	・ 業務規程第 26 条第 8 項
(4) 呼値の制限値幅	
a 国債証券先物取引	
・ 中期国債標準物及び長期国債標準物（Mini 取引を含む。）については 2 円（拡大時は 3 円）とし、超長期国債標準物については 6 円（拡大時は 9 円）とする。	・ 業務規程施行規則第 16 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号
b 指数先物取引	
(a) 有価証券指数先物取引	
・ 当社の制度を踏襲する。ただし、Dow Jones Industrial Average を対象とした指数先物取引に係る制限値幅について、その算定方法を明確化する。	・ 業務規程施行規則第 16 条第 2 項第 2 号 a 及び b 等
(b) 配当指数先物取引	
・ 日経平均・配当指数については 50 円（その後、25 円ずつ拡大）、TOPIX 配当指数及び TOPIX Core30 配当指数については 5 ポイント（その後、2.5 ポイントずつ拡大）とする。	・ 業務規程施行規則第 16 条第 2 項第 2 号 e 及び f 等
c 有価証券オプション取引	
・ 当社の制度を踏襲する。	・ 業務規程施行規則第 16 条第 2 項第 3 号
d 国債証券先物オプション取引	
・ 2 円 10 銭（拡大時は 3 円）とする。	・ 業務規程施行規則第 16 条第 2 項第 4 号等
e 指数オプション取引	
・ 制限値幅算定基準値の 11%（第一次拡大時は 14%、第二次拡大時は 17%）とする。	・ 業務規程施行規則第 16 条第 2 項第 5 号等
(5) 取引の一時中断	
a サーキット・ブレーカー制度	
・ 当社及び東証の制度を統一し、以下のとおりとする。	
(a) 発動条件及び取引の中断時間	
・ 先物取引（Mini 取引を除く。）の中心限月取引において、制限値幅の上限（下限）値段に買（売）呼値が提示され、その後、1 分間に当社の定める値幅の範囲外の値段で取引が成立しない場合には、取引対象銘柄又は指数が当該中心限月取引と同一の先物取引（Mini 取引を含む。）について、10 分間以上、取引	・ 業務規程第 33 条第 1 項から第 3 項等

を中断し、制限値幅の上限（下限）を拡大する。	
(b) 適用除外	
午後立会若しくは日中立会又は夜間立会のレギュラー・セッション終了時の 20 分前以降に上記発動基準に該当した場合その他当社が定める場合、取引の一時中断は行わない。	・業務規程施行規則第 20 条第 3 項
b 即時約定可能値幅制度	
当社の制度に統一するとともに、以下のとおり、現行制度を一部見直すこととする。	
(a) 取引の中断を行う場合	
当社が定める基準となる値段（以下「基準値段」という。）から即時約定可能値幅を超えて取引が成立することとなる呼値を受け付け、取引の一時中断を行った場合において、所定の時間経過後の対当値段が即時約定可能値幅外であるときは、当該値幅の上限又は下限の値段に基準値段を更新し、取引の一時中断を継続する。	・業務規程第 33 条第 5 項及び第 6 項
(b) 基準値段	
直前の売呼値及び買呼値並びに約定値段に基づき、当社が定める値段とする。	・業務規程施行規則第 12 条の 2
(6) ストラテジー取引	
a ストラテジー取引の種類等	
(a) 先物取引	
① 国債証券先物取引	
カレンダーズプレッドを行うことができることとし、その買付けにより成立する取引は期近限月取引の買付け及び期先限月取引の売付けがそれぞれ 1 単位成立する取引とする。	・業務規程施行規則別表 1
② 指数先物取引	
現行制度を踏襲する。	・同上
(b) オプション取引	
取引参加者は、本所が定めるところに従い、ストラテジー取引の種類を設定することができることとする。	・業務規程第 17 条第 2 項及び業務規程施行規則第 11 条第 2 項
b インプライド機能	
インプライド機能を有効とするストラテジー取引は、当社がその都度定めるストラテジー取引の種類とする。	・業務規程施行規則第 18 条の 2
(7) J-NET 取引	
a 取引時間	

(a) 国債証券先物・オプション取引 東証における取引時間を踏襲しつつ、夜間の取引終了時刻を翌日の午前3時とする。	・J-NET 市場特例第4条第1項第1号
(b) 指数先物・オプション取引 夜間の取引開始時刻を午後4時15分とする。	・J-NET 市場特例第4条第1項第2号
(c) 有価証券オプション取引 現行制度を踏襲する。	・J-NET 市場特例第4条第1項第3号
b 呼値の単位 統合に伴い追加する取引対象に係る取引（既存のオプション対象証券に係る有価証券オプション取引を含む。）の呼値の単位は、東証の現行制度を踏襲する。	・J-NET 市場特例施行規則第3条
(8) 移管取引 現在、東証と LIFFE ADMINISTRATION AND MANAGEMET（以下「LIFFE」という。）との間で行っている移管取引は、当社とLIFFE との間で行うことができることとする。	・業務規程第4章の2等
(9) 取引参加者制度	
a 取引資格の取扱い - 先物取引等取引参加者は、すべての先物・オプション取引を行うことができることとする。 - 国債証券先物・オプション取引を行うことができる国債先物等取引資格を新設する。	・取引参加者規程第2条第2項 ・取引参加者規程第2条第3項
b 取引資格の取得審査基準 財務基準のうち純財産額に係る基準について、5億円以上、かつ、資本金の額を上回っていることとする。	・取引資格の取得審査に関する規則第2条第1号
c 取引参加者参加金	
(a) 先物取引等取引資格 5,000万円とする。ただし、国債先物等取引参加者が国債先物等取引資格を喪失すると同時に先物取引等取引資格を取得する場合は、2,000万円とし、FX取引参加者が追加で先物取引等取引資格を取得する場合は、4,700万円とする。	・取引参加者料金等に関する規則第5条第1項等
(b) 国債先物等取引資格 3,000万円とする。ただし、先物取引等取引参加者が先物取引等取引資格を喪失すると同時に国債先物等取引資格を取得す	・同上

る場合は、取引参加者参加金を要しないこととし、F X取引参加者が追加で国債先物等取引資格を取得する場合は、2,700 万円とする。	
d 取引参加者料金	
(a) 基本料	
① 先物取引等取引参加者	
・ 60 万円とする。ただし、前月に指数先物取引等又は国債証券先物取引等に係る注文を行わなかった場合、それぞれ 20 万円を控除する。	・ 取引参加者料金等に関する規則第 2 条第 2 項第 1 号
② 国債先物等取引参加者	
・ 20 万円とする。	・ 取引参加者料金等に関する規則第 2 条第 2 項第 2 号
(b) 取引手数料	
① 国債証券先物・オプション取引	
・ 現行の東証の料率を踏襲する。	・ 取引参加者料金等に関する規則第 2 条第 3 項及び別表 1
② 指数先物・オプション取引	
・ 統合に伴い追加する取引対象に係る指数先物・オプション取引については、原則、現行の東証の料率を踏襲する。ただし、一部の取引において、料率の算出対象期間等を変更する。 ・ 顧客の委託に基づく日経平均先物取引（Large 取引）の料率について、15 万単位を超える数量につき 1 単位あたり 25 円とする。	・ 同上
③ 有価証券オプション取引	
・ 現行の東証の料率を踏襲する。	・ 同上
④ ギブアップ負担金	
・ 当社が定める取引の区分に従い、成立したギブアップ数量に 5 円又は 1 円を乗じた額とする。	・ 取引参加者料金等に関する規則第 2 条第 5 項
⑤ 取消料	
・ 取引手数料率に準じた料率とする。	・ 取引参加者料金等に関する規則第 2 条第 6 項
⑥ 移管取引料	
・ 取引数量に 5 円を乗じた額とする。	・ 取引参加者料金等に関する規則第 2 条第 7 項

(10) 当社の商号変更 当社の商号を「株式会社大阪取引所」に変更することに伴い、所要の改正を行う。	定款第1条、受託契約準則第1条第1項等
(11) その他 - 取引参加者が呼値（取引所F X取引にあつては、自己の計算による呼値に限る。）を行う際に、その都度、新規又は転売・買戻しの別を明らかにすることを要しないこととする。 - 取引参加者端末装置に関する事項について、東証の制度を踏襲し、取引参加者に当社が定めるところにより報告を求める規定を導入する。 - その他所要の改正及び文言の修正を行う。	- 業務規程第26条第11項及び取引所F X特例第16条第1項 - 業務規程第51条第3項及び取引所F X特例第31条第3項
2 CNX Nifty 先物取引の導入	
(1) 取引対象 India Index Services & Products Limited(以下「IISL」という。)が算出するCNX Nifty を取引対象とする。	業務規程第5条第8号
(2) 立会の区分及び取引時間 立会は、日中立会（午前9時から午後3時15分まで）と夜間立会（午後4時30分から翌日の午前3時まで）に分かれ、行うものとする。	業務規程第18条第1項第2号
(3) 限月取引及びその数 連続する直近3か月の3限月取引制とし、各月の最終木曜日（休業日又はCNX Nifty が算出されない日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日を取引最終日とする。	業務規程第7条第1項第3号及び第2項第6号
(4) 取引単位及び呼値等	
a 取引単位 CNX Nifty の数値に100円を乗じて得た額を1単位とする。	業務規程第29条第2号e
b 呼値の単位 1ポイントとする。	業務規程第26条第8項第2号e
c 呼値の制限値幅 制限値幅算定基準値の10%（第一次拡大時は15%、第二次拡大時は20%）を乗じて得た数値（10ポイント単位で端数切捨て）とする。	業務規程施行規則第16条第2項第2号c等
(5) 最終清算数値	

・ 当該限月取引と取引最終日が同じNSE CNX Nifty 先物取引に係る最終清算数値として IISL が算出する指数とする。	・ 業務規程第 36 条第 1 項第 4 号
(6) 取引手数料 ・ 1 取引単位につき、40 円とする。	・ 取引参加者料金等に関する規則第 2 条第 3 項及び別表 1
(7) その他 ・ ストラテジー取引及び J-NET 取引を行うことができるものとする。	・ 業務規程第 17 条、J-NET 市場特例等
3 東京証券取引所自主規制法人の名称変更 ・ 東京証券取引所自主規制法人の名称が「日本取引所自主規制法人」に変更されることに伴い、所要の改正を行う。	・ 業務規程第 2 条の 2 等

(注) 上記の規則名の略称は以下のとおり。

- ・ J-NET 市場特例：J-NET 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例
- ・ 取引所 F X 特例：取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例

II 施行日等

1 デリバティブ市場の統合等及び CNX Nifty 先物取引の導入

(1) 施行日

- ・ 平成 26 年 3 月 24 日から施行する。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成 26 年 3 月 24 日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、当該日以後の本所が定める日から施行する。

(2) 経過措置

- ・ この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）の前日における東証の市場デリバティブ取引に係る未決済約定については、施行日以降、取引参加者は、当社の市場において、転売又は買戻しを行うことができ、顧客は、当社の取引参加者に転売又は買戻しの委託を行うことができる。
- ・ 先物取引等取引資格を有しない東証の総合取引参加者及び東証の国債先物等取引参加者（以下「東証取引参加者」という。）に対して、東証取引参加者の財務状況が当社の規定する市場デリバティブ取引等の停止又は制限に係る基準に該当しないことを条件に、施行日に当社の先物取引等取引資格及び国債先物等取引資格をそれぞれ付与する。
- ・ その他所要の経過措置を設ける。

2 東京証券取引所自主規制法人の名称変更

- ・ 平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

以 上